

横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金交付要綱

制 定 平成 30 年 4 月 11 日 医 が 第 1072 号 (副市長 決 裁)
最近改正 令和 6 年 3 月 28 日 医 地 第 913 号 (副市長 決 裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内で分娩を取り扱っている医療機関に対し、医療機器等の新規又は更新に要する経費の一部を補助することにより、分娩取扱施設を安定的に維持し、市内の産科医療環境を確保することを目的とする。

2 本補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 病院又は診療所

医療法第 1 条の 5 第 1 項及び第 2 項に定める施設で、医療法をはじめとする関連法規に適合するものをいう。

(2) 助産所

医療法第 2 条に定める施設で、医療法をはじめとする関連法規に適合するものをいう。

(補助事業者の範囲)

第 3 条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、第 1 号又は第 2 号に該当する開設者のうち、第 3 号から第 6 号の全てに該当すると認められる者とする。

(1) 出産を取り扱う病院又は診療所

市内で出産を取り扱っている病院又は診療所であって、医療法に規定する医療機関の開設者とする。ただし、横浜市が指定する産科拠点病院、横浜市周産期救急連携病院及び神奈川県周産期救急医療システム受入病院は除く。

(2) 出産を取り扱う助産所

市内で出産を取り扱っている助産所であって、医療法に規定する医療機関の開設者とする。

(3) 標準的な分娩料が 60 万円以下の医療機関の開設者とする。

なお、標準的な分娩料とは一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理費用及び処置・注射・検査料等）とし、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めないものとする。

(4) 補助金の交付申請日を基準日として、出産を取り扱う病院、診療所又は助産所としての構造設備使用許可を受けた日から起算して通算で 10 年以上経過している医療機関の開設者とする。ただし、出産の取扱いを休止していた期間は含まないものとする。

(5) 過去に横浜市から産科病床又は院内助産の整備等に係る補助金の交付を受けておらず、横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金の交付を複数回受けていない医療機関の開設者とする。

(6) 横浜市が実施した医療に関する調査等に滞りなく回答している医療機関の開設者とする。

(対象経費)

第 4 条 この要綱において、補助の対象となる経費は新規に購入した医療機器等の購入経費を対象とし、産科で使用する 1 品の実購入単価が 1 万円以上の医療機器等の備品で、その実支出額の合計額（他の補助制度を利用した場合は、その補助額を除いた額）の 2 分の 1 以内を、病院にあっては 1 医療機関あたり 500 万円、診療所にあっては 1 医療機関あ

たり 300 万円、助産所にあつては 1 助産所あたり 100 万円を限度として、予算の範囲内で補助するものとする。ただし、国内消費税及び地方消費税相当額は助成対象外とする。また、交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第 5 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、原則として第 4 条に該当する医療機器の購入後 60 日以内とする。ただし、購入日は納品書の納品日とし、複数購入している場合は最初の購入日から 60 日以内とする。

2 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金交付申請書兼実績報告書(第 1 号様式)を用いなければならない。

3 補助金規則第 5 条第 2 項の規定により、市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、第 1 号様式に記載のものとする。

4 補助金規則第 5 条第 3 項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、同規則第 5 条第 2 項第 2 号及び第 4 号に規定する書類とする。

5 補助金規則第 14 条第 1 項の規定による補助事業等が完了した時の市長への報告は、横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金交付申請書兼実績報告書(第 1 号様式)を用いなければならない。

(交付の条件)

第 6 条 補助金規則第 7 条第 1 項第 4 号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件として、原則として補助決定の属する年度から起算して 5 か年を経過する日まで、分娩取扱を継続実施することとする。

(交付決定通知)

第 7 条 補助金規則第 6 条第 3 項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金不交付決定通知書(第 2 号様式)により行うものとする。

2 補助金規則第 8 条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金交付決定通知書兼確定通知書(第 3 号様式)により行うものとする。

(申請の取下げの期日)

第 8 条 補助金規則第 9 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けてから 10 日後の日とする。

(補助金額の確定通知)

第 9 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金交付決定通知書兼確定通知書(第 3 号様式)により行うものとする。

(現況報告義務)

第 10 条 第 9 条の補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けた年度から起算して、5 か年間、前年度における事業の現況報告を各年 5 月 31 日までに行うものとし、横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金現況報告書(第 4 号様式)により行うものとする。

なお、現況報告と第 5 条第 3 項の申請内容を比較し著しくかい離がある場合については、補助金の全部または一部を返還請求することができるものとする。

(財産の処分の制限)

第 11 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号に掲げる財産ごとに、当該各号に掲げる期間とする。

2 補助事業者は、前項に規定する期間が経過する前に補助を受けた財産の処分をする場合、横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金取得財産等処分届出書(第 5 号様式)を市長へ提出しなければならない。

3 第 1 項に定める期間内に財産の処分を行った場合には、補助金の全部または一部を返

還請求することができるものとする。

(一部補助金返還額)

第12条 第10条及び第11条の規定において、補助金の一部返還が生じた場合の額の算定は、平成20年7月11日厚生労働省告示第384号に掲げる財産ごとに、当該各号に掲げる期間の残存月数と当該各号に掲げる期間の比に補助交付額を掛けて算出された額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(電子メールによる書類の提出)

第13条 補助事業者は、提出書類について、押印がある場合を除き書面での提出に代えて電子メールで提出することができる。

(関係書類の保存期間)

第14条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、医療局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(横浜市産科病床・助産所等設備費補助金交付要綱の廃止)

2 横浜市産科病床・助産所等設備費補助金交付要綱(平成20年4月健医政第1301号)は、廃止する。

(経過処置)

3 平成30年3月31日までに産科病床等の整備が終了したものについては、横浜市産科病床・助産所等設備費補助金交付要綱を適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金交付申請書兼実績報告書

横浜市 長

申請者住所
法人の場合は法人名
医療機関名
代表者職氏名

産科（助産所）で使用する医療機器等の新規購入を行いましたので、次の補助金の交付を申請します。なお、補助金の交付にあたっては、横浜市補助金の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金交付要綱を遵守します。

1 補助の名称

横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金

2 交付申請金額 円

3 施設の概要（ 年 月 日 現在）

所在地：

施設の名称：

産科病床数又は入所定員： 床・ 人

従事者数： 医師 人（ 人）、 助産師 人（ 人）、
看護師 人（ 人）、 その他 人（ 人）

*（）内には常勤数を記載してください。病院の場合、産科病床に係る従事者数を記載してください。

【次ページあり】

4 添付書類

- ・収支報告書（補助金交付対象に係るものに限る）
- ・標準的な分娩料が60万円以下であることを証する書類
- ・補助対象となる購入品の契約関係書類
（契約金額が100万円以上の場合は市内事業者を条件とする入札を実施したことを証する書類又は2以上の市内事業者からの見積書の写し添付）
- ・補助対象となる購入品の代金の支払いを証する書類
- ・購入前、購入後の状況が分かる書類・写真等
- ・病院（診療所・助産所）構造設備使用許可の写し
- ・分娩取扱数等実績及び予定数（別紙のとおり）

担当名

所属・氏名

電話番号

FAX

第 号
年 月 日

横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金不交付決定通知書

様

横浜市 市長 印

年 月 日に申請のありました横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金については、次の理由により、不交付とします。

理 由

第 号
年 月 日

横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金交付決定通知書兼確定通知書

様

横浜市 市長 印

年 月 日に申請のありました横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金について、次のとおり交付します。

1 補助金額 ¥ . ー

(1) 補助の名称

横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金

(2) 補助対象施設名

(3) 交付方法

適法な請求書を受理した日から30日以内に支払います。

2 交付条件

- (1) この補助金は、申請のあった経費以外には、使用しないでください。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了後5年間保管してください。
- (3) 必要があると認めるときは、補助金の使途及び経理の状況等について、関係書類の提出を求め、調査を行います。
- (4) 次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めます。
 - ア 虚偽又は不正な手続により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助事業の実施を中止したとき。
 - ウ 補助金の交付条件に違反したとき。
 - エ 補助金の交付を受けた施設以外で使用したとき。
- (5) 補助決定の属する年度から起算して5か年、実績報告書（第4号様式）を提出してください。

年 月 日

横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金現況報告書

横 浜 市 長

申請者住所
法人の場合は法人名
医療機関名
代表者職氏名

横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金の交付を受けた事業について、横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金交付要綱第10条に基づき報告します。

1 補助金の名称

横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金

2 補助金交付決定年度 年度

3 分娩取扱件数等

(1) 分娩取扱件数（前年4月1日から3月31日）
件

(2) 従事者数（3月31日現在）

医師 人（ 人）、助産師 人（ 人）、
看護師 人（ 人）、その他 人（ 人）

*（ ）内には常勤数を記載してください。病院の場合、産科病床に係る従事者数を記載してください。

担当名
所属・氏名
電話番号
F A X

第5号様式（第11条2項）

年 月 日

横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金取得財産等処分届出書

横浜市長

所在地
法人の場合は法人名
医療機関名
代表者職氏名

横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金により取得した財産を、次のとおり処分するため、届け出ます。

1 処分する財産の明細

2 処分の内容

3 処分する理由

担当名
所属・氏名
電話番号
FAX